

みんなで やさあいう やさしいまち

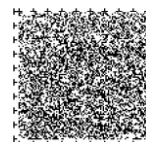
しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう ひと はいりよ
～障害者差別解消法と障がいのある人への配慮～



ふくやまし しょう ひと じんけん そんちょう たが ささ あ
福山市は、障がいのある人の人権が尊重され、互いに支え合
い、生きる喜びがあふれる共生のまちをめざしています。

まちで困っている人に出会ったら、何ができるでしょうか。あ
なたの思いやりを行動に移すために、障がいのある人について
し かんが きょうりよく す
知り、考え、みんなで協力して、住みやすいまちにしましょ
う！

ふく やま し
福 山 市



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）」（障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう））は、障がいのある人（ひと）への差別（さべつ）をなくすこと（こと）で、障がいのある人（ひと）もいない人（ひと）も共に生きる社会（しゃかい）をつくるための法律（ほうりつ）です。

「障がいのある人（ひと）」とは??

身体障がい（しんたいしょうがい）、知的障がい（ちてきしょうがい）、精神障がい（せいしんしょうがい）（発達障がい（はつたつしょうがい）を含む（ふくむ））、その他心身（たしんしん）の機能（きのう）の障がい（しょうがい）のある人（ひと）で、障がい（しょうがい）や社会（しゃかい）の中（なか）にあるバリア（ばりあ）によって日常生活（にちじょうせいかつ）や社会生活（しゃかいせいかつ）が困難（こんなん）になっている人（ひと）です。障がい者（しょうがいしゃ）手帳（てちょう）をもっていない人（ひと）も含ま（ふく）れます。

段差（だんさ）があると、車椅子（くるまいす）やつえ（つか）を使（つか）っている人（ひと）は移動（いどう）が難（むずか）しいです。



難（むずか）しい言葉（ことば）では理解（りかい）しづら（むずか）しい人（ひと）もいます。



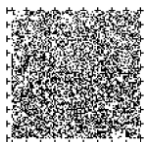
聴覚（ちやうかく）に障がい（しょうがい）のある人（ひと）は、音声案内（おんせいあんない）が聞こえ（きこ）にくい（むずか）いです。



おも
思いやり（おもいやり）の心（こころ）を
たいせつ
大切に（たいせつ）しよう



わたしたち（わたし）が暮（く）らす社会（しゃかい）には、障がい（しょうがい）のある人（ひと）への心遣（こころづか）いや適切（てきせつ）な配慮（はいりょ）ができていない（できていない）ことがあります。それが、障がい（しょうがい）のある人（ひと）にとって暮（く）らしにくい環（かん）境（きやう）になっている（なっている）ことに気（き）づいていますか。障がい（しょうがい）のある人（ひと）が安心（あんしん）して暮（く）らしていく（い）ことのできる社会（しゃかい）を築（きず）くためには、わたしたち（わたし）の身近（みぢか）な学校（がっこう）や職場（しょくば）や地域（ちいき）で一緒（いっしょ）になって障がい（しょうがい）の特性（とくせい）や必要（ひつよう）な配慮（はいりょ）について考（かんが）え、理解（りかい）し、行（こう）動（どう）することが大切（たいせつ）です。



障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮をすること」が求められています。

「不当な差別的取扱い」とは??

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、場所や時間などを制限したりなど、障がいのない人にはつけない条件をつけたりするようなことをいいます。

車椅子の使用を理由に入店を拒否する。



保護者や介助者の同伴を条件とする。



「合理的配慮をすること」とは??

障がいのある人（家族・介助者・支援者を含む）から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

段差がある場合に、車椅子を持ち上げるなどの補助をする。



視覚障がいのある人に書類の内容を読み上げて伝える。

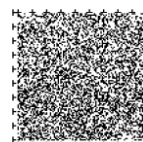


法律の適用の範囲

行政機関や民間事業者（会社やお店など）は、不当な差別的取扱いをすることは、禁止されており、合理的配慮をしなければなりません。

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社・お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮をすること	法的義務	法的義務 ※

※改正障害者差別解消法の施行に伴い、2024年（令和6年）4月1日から、努力義務から法的義務となりました。



はいりよ わたしたちにできる配慮

しみん 市民のみなさん

まち ある 街を歩いているとき

しょう 障がいのある人が困っていたら、こちらから
こえ 声をかけ、何かサポートできることはないか聞いて
みましょう。



でんしゃ りよう 電車・バスを利用するとき

ぐんしゃ 電車やバスなどの優先席は しょう 障がいのある人な
どに譲りましょう。また、優先席でなくても せき
譲るなどの ころ 心づかいをしましょう。



さいがい きんきゅう 災害や緊急のとき

さいがいじ 災害時や緊急時に、しょう 障がいのある人が一人で
こうどう 行動するのは危険です。近くに しょう 障がいのある人
がいたら、できるだけ いったい 一緒に行動しましょう。



かいしゃ みせ 会社・お店のみなさん

みせ お店などでは

くるまいす 車椅子の人が買い物などをしやすいように、
ちんれつたな 陳列棚の高さや、でいりぐち 出入口の段差を かいしょう
解消するなど
の ぐふう 工夫をしましょう。



てつづ 手続きなどでは

しょう 障がいのある人から、「しょうらい 書類を代わりに書いて
ほしい」と伝えられたときは、代わりに書くことに
もんだい 問題がない しょうらい 書類の場合、その人の 意思を十分に
かくにん 確認しながら だいひつ 代筆しましょう。



がっこう しょくば 学校や職場などでは

しょう 障がいのある人について べんきょうかい 勉強会や けんしゅうかい
研修会
をおこな を行い、さまざまな しょう 障がいへの しかい 理解を深めま
しょう。



手話も言語って知ってる??

ふくやまし しゅわげんごじょうれい せいいてい
～福山市こころをつなぐ手話言語条 例 を制定しました～

この条例のめざすこと・・・

この条例は、手話が言語であるとの認識のもと、戦後復興からのばらのまちづくりを通じて引き継がれてきたローズマインド（思いやり・やさしさ・助け合いの心）をもって、手話への理解を広め、地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる共生する地域社会の実現をめざしています。

※障害者基本法【2011年（平成23年）改正】に、手話が言語であることが明記されています。



ヘルプマークって知ってる??

ヘルプマークとは・・・

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるマークです。

ヘルプマークを見かけたら・・・

電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



補助犬って知ってる??

補助犬とは・・・

障がいのある人の生活のお手伝いをする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

補助犬は、特別な訓練を受けており、管理もされているので、社会のマナーも守れ、清潔です。障がいのある人の大切なパートナーであり、ペットではありません。

補助犬を見かけたら・・・

ハーネスや表示を付けた補助犬は「仕事」中です。仕事中の補助犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触るなど、気を引く行為はしないでください。また、勝手に食べ物や水を与えないでください。

ほじょ犬マーク

施設やお店での補助犬の受け入れを啓発するマークです。



盲導犬

視覚障がいの人が街中を安全に歩けるようサポートします。

ハーネス（胴輪）をつけています。



介助犬

肢体不自由の人の日常生活動作をサポートします。

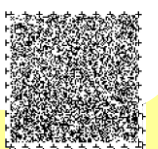
“介助犬”と書かれた表示をつけています。




聴導犬

聴覚障がいの人に生活に必要な音を知らせます。

“聴導犬”と書かれた表示をつけています。



障がいのある人にかかわる マーク

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p>  <p>しょう 障がいのある人が利用できる たてもん 建物、施設であることを明確に表す ための世界共通のシンボルマーク です。</p>	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p>  <p>せかいきょうつう 世界共通のマークで、視覚障 がい者の安全やバリアフリーに 考慮された建物、設備、機器など に表示されています。</p>
<p>身体障害者標識</p>  <p>しんたいしょうがいしゃひょうしき 肢体不自由であることを理由 に免許に条件を付されている ひと 人が運転する車に表示するマ ークです。</p>	<p>耳マーク</p>  <p>きこえが不自由なことを表すと 同時に、聞こえない人・聞こえにく い人への配慮を表すマークです。 筆談などの配慮が必要です。</p>
<p>聴覚障害者標識</p>  <p>ちょうかくしょうがいしゃひょうしき 聴覚障がいであることを理由 に免許に条件を付されている人 が運転する車に表示するマーク です。</p>	<p>手話マーク</p>  <p>ほん ゆび 5本の指で「手話」を表す形 を採用し、輪っかて手の動きを 表現しています。このマークは、 「手話で対応します」「手話通訳者 がいます」を意味しています。</p>
<p>オストメイトマーク</p>  <p>じんこうこうもん じんこう 人工肛門・人工ぼうこうを造設し ているひと (オストメイト) のための せつび 設備があるトイレ案内に表示され るマークです。</p>	<p>筆談マーク</p>  <p>そうご かみ か 相互に紙に書くことによるコ ミュニケーションを表現して います。このマークは、「筆談で 対応します」「要約筆記者がいま す」を意味しています。</p>
<p>ハート・プラスマーク</p>  <p>しんたいないぶ 身体内部 (心臓、呼吸機能、じん臓、 ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫 機能) に障がいのある人は外見から はわかりにくいいため、身体内部に障 がいのある人を表すマークです。</p>	<p>広島県思いやり駐車場利用証</p>  <p>しんたい せいしん ちてきしょう 身体・精神・知的障がい、難病、 こうれい 高齢、けが、妊娠などによってくるまの乗 り降りや歩行の困難な人が、公共 施設やショッピングセンターなどに 設けられた専用の駐車スペースを 安心して利用できるマークです。</p>

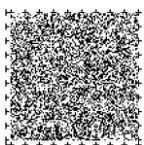
しょう 障がいを理由とする差別に関して困ったときは、しやくしょ 市役所のそれぞれの担当課にご相談ください。

このリーフレットに関する問合せ先

ふくやましほけんふくしきょくふくしふしょう 福山市保健福祉局 福祉部 障がい福祉課

じゅうしょ 住所：720-8501 ひろしまけんふくやましひがしきくらまち ばんごう 広島県福山市東桜町3番5号

でんわ 電話：084-928-1062 ふあつくす FAX：084-928-1730



このリーフレットの作成にあたって、ふくやまししょう 福山市障がい者総合支援協議会のご協力をいただきました。